

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社相羽建設	代表者氏名	相羽 恭宏
主たる営業所の所在地	静岡県静岡市葵区城北2-14-28		
許可番号	静岡県知事許可 (般-4)第526号	許可を受けている建設業の種類	般 - 土、建、大、と、石、屋、夕、鋼、舗、しゆ、内、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年3月12日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第5号		
処分の内容	建設業法第29条第1項第5号の規定に基づく許可取消し (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業)		
処分の原因となった事実	破産手続開始の決定 株式会社相羽建設は、令和7年5月2日午前10時に静岡地方裁判所の破産手続開始決定を受けた。 このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。		
その他参考となる事項			